

都道府県医師会 担当理事 殿



日医発第 2307 (情シ)
令和 6 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

電子処方箋導入に関する都道府県行政の助成事業の確認
と行政への働きかけについて

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
電子処方箋に関する補助金につきましては、令和 4 年 7 月 11 日付 日医発第 675 号(情シ)
(技術)「電子処方箋に関するオンライン説明会の実施等について」にてお知らせの通り、令
和 5 年度に電子処方箋管理サービスを導入した施設の補助率が示されていたところですが、
令和 5 年度補正予算により、電子処方箋の導入費用について、これまで国の ICT 基金による
補助を実施してきたところに加えて、都道府県が主体となる助成事業が創設されました。

本件により ICT 補助金に加えて、都道府県の助成事業も実施された場合、

- ・ 診療所では、基金補助事業費上限 54.2 万円の 4 分の 3 が補助され、
40.65 万円を上限に補助を受けることが可能になります。
(ICT 基金補助 27.1 万円(1/2)+都道府県補助 13.55 万円 (1/4))
- ・ 病院 (大規模病院以外) では、上限 405.9 万円の 2 分の 1 が補助され、
202.95 万円を上限に補助を受けることが可能になります。
(ICT 基金補助 135.3 万円(1/3)+都道府県補助 67.65 万円 (1/6))
- ・ 大規模病院 (病床数 200 床以上) では、上限 602.2 万円の 2 分の 1 が補助され、
301.1 万円を上限に補助を受けることが可能になります。
(ICT 基金補助 200.7 万円(1/3)+都道府県補助 100.3 万円 (1/6))

また、電子処方箋を既に導入いただいている医療機関におかれましても、追加機能 (口
頭同意、リフィル対応、マイナンバーカード活用署名) に関する改修を行う際に、その費
用部分についてそれぞれの割合の補助を受けることができます。

助成事業の実施判断は、現場ニーズを踏まえて各都道府県行政が判断することになりま
す。本助成事業に係る予算案を議会に提出した都道府県は、随時厚生労働省のホームペー
ジに掲載されております。

5.2 都道府県による導入費用の助成事業について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html#5>

貴会におかれましては、都道府県行政に対する実施予定の確認や、助成事業実施の働き
かけ等、ご検討いただきたく、ご高配の程、よろしく願い申し上げます。 以上

【別添資料】 ・ 医薬局総務課資料 電子処方箋の活用・普及の促進事業について

施策名：電子処方箋の活用・普及の促進事業

- 電子処方箋の導入費用については、これまで国側（ICT基金）による補助を実施してきたところ、加えて、都道府県が主体となる助成事業を補正予算において創設した（ICT基金補助に加えて、更なる補助を可能とする）。
- 当該事業は、助成事業を実施する都道府県に対して、国がその事業費の2/3を補助する仕組み。都道府県が事業の実施可否を検討するにあたり、現場ニーズを踏まえて判断する場合が多いため、周知をお願いしたい。

① 施策の目的

オンライン資格確認等システムを導入した概ねすべての医療機関・薬局における電子処方箋管理サービスの導入に向けて、その導入費用の助成を支援することで電子処方箋の活用・普及を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及に向けて、都道府県がその環境整備として行う医療機関等への導入費用の助成を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等（実施主体：都道府県、補助率：国2/3、都道府県1/3）

- 都道府県は活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋の運用開始施設を一定数確保することにより、運用実績から得られる課題やデータ等に関するリソースを確保。
 - 運用開始施設を確実に確保するため、都道府県は導入費用に関する助成金※を支給し、給付を受けた施設は一定期間都道府県の取り組みへ協力。（モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供等の協力が考えられる。）
- ※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能（導入費用に対する財政支援全体の割合：病院1/2、診療所・薬局（大手除く）3/4、大手F1→薬局1/2）



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

(参考) 電子処方箋に係る導入補助の拡充・全体像について

- 従来の基本機能に加え、**追加機能（口頭同意、リフィル対応、MNC活用署名）を含め補助を拡充を実施**（補助上限拡充）
（※）既に基本機能部分を導入している施設が、追加機能を導入した場合についても併せて補助が受けられる。
- **更に都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき補助を行う場合、国がその2/3を補助する事業を創設**（補助率の引上げ）

電子処方箋管理サービス導入費用の補助率 ※ICT基金 / 今後導入施設

※令和6年度当初予算案 172.0億円の内数（審議中）

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
基本機能+ 追加機能部分	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円の 1/3 を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円の 1/3 を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額54.2万円の 1/2 を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の 1/4 を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の 1/2 を補助

電子処方箋管理サービス導入費用の補助率 ※ICT基金 / 既導入施設

※令和4年度・5年度当初予算額 **514.2億円**
 ※令和5年度補正予算額 **76.3億円**
 ※令和6年度当初予算案 172.0億円の内数（審議中）

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
基本機能部分 (従前補助)	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その 1/3 を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その 1/3 を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限に、その 1/2 を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を上 限に、その 1/4 を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限に、その 1/2 を補助
追加機能部分	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を 上限に、 1/3 を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を 上限に、 1/3 を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額24.5万円を 上限に、 1/2 を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額25.6万円を 上限に、 1/4 を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額25.6万円を 上限に、 1/2 を補助

都道府県補助：「電子処方箋の活用・普及の促進事業」

※令和5年度補正予算額 **167億円**（補助率：国2/3、都道府県1/3）

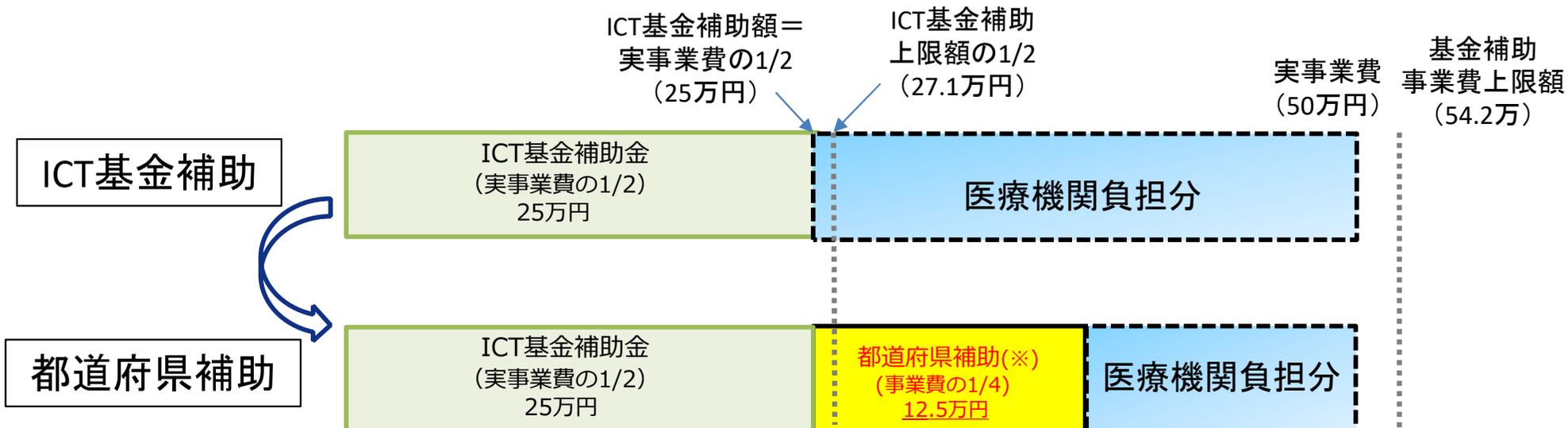
※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能（導入費用に対する財政支援全体の割合：病院**1/2**、診療所・薬局（大手除く）**3/4**、大手チェーン薬局**1/2**）

※ICT基金補助に加え、都道府県補助により病院に1/6、診療所・薬局・大手チェーン薬局に1/4のを実施し「導入費用に対する財政支援全体の割合」を目指す。 2

(参考) 都道府県補助事業のイメージ① (診療所の例)

例: 診療所において、基本機能と追加機能を
一体で導入した実費用が50万円の場合

※ICT基金補助＝社会保険診療報酬支払基金が医療情報化支援
基金(ICT基金)を活用して実施する医療提供体制設備整備
交付金(電子処方箋管理サービス)により実施する補助



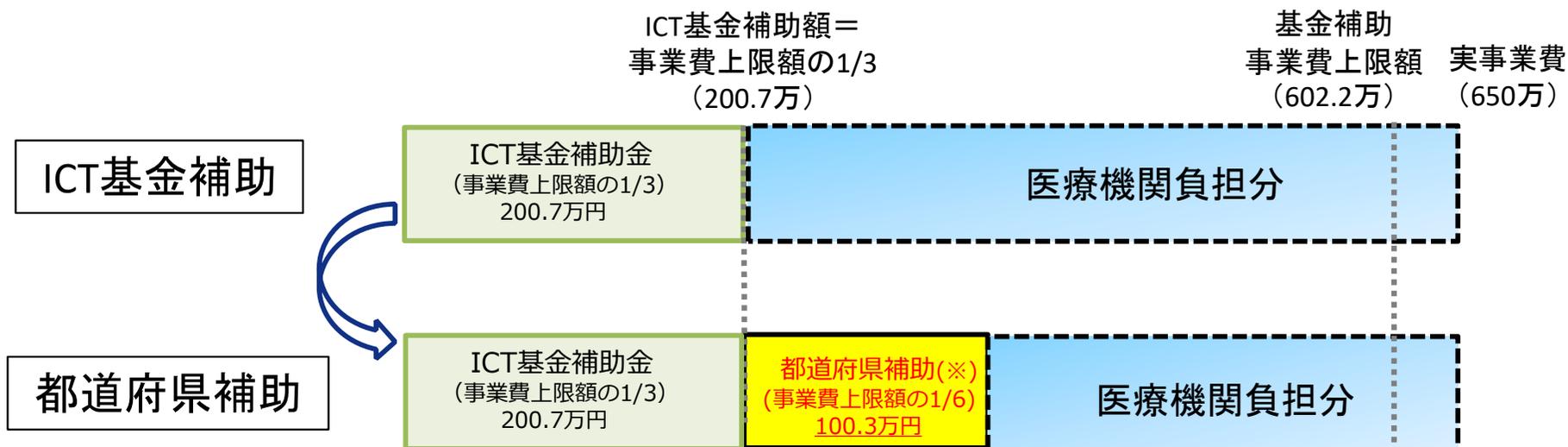
(注) 助成金の支給対象となる施設の要件は、以下とする。

- ①既に電子処方箋を導入し、支払基金よりICT基金補助金の交付決定がされていること。
- ②都道府県が定める電子処方箋の普及・活用に資する取り組み(助成金受給後一定期間、都道府県が実施する電子処方箋の活用等に関するモニター、アンケート、データ提供、広報資材作成へ協力、施設内に電子処方箋普及に関するポスターを掲示すること等が考えられる。)を実施すること。

(参考) 都道府県補助事業のイメージ② (大規模病院の例)

例:大規模病院において、基本機能と追加機能を
一体で導入した実費用が650万円とした場合

※ICT基金補助＝社会保険診療報酬支払基金が医療情報化支援
基金(ICT基金)を活用して実施する医療提供体制設備整備
交付金(電子処方箋管理サービス)により実施する補助



(※)助成金の支給対象となる施設の要件は、以下とする。

- ①既に電子処方箋を導入し、支払基金よりICT基金補助金の交付決定がされていること。
- ②都道府県が定める電子処方箋の普及・活用に資する取り組み(助成金受給後一定期間、都道府県が実施する電子処方箋の活用等に関するモニター、アンケート、データ提供、広報資料作成へ協力、施設内に電子処方箋普及に関するポスターを掲示すること等が考えられる。)を実施すること。